

「令和6年度電気・ガス料金負担軽減支援事業」による ガス料金の値引きについて

2024年12月27日
白根ガス株式会社

白根ガス株式会社は、国の「令和6年度電気・ガス料金負担軽減支援事業」を受けて、2025年2月検針分から2025年4月検針分まで、国が定める値引き単価を踏まえてガス料金を算定いたします。

なお、これまでの「電気・ガス価格激変緩和対策事業」及び「酷暑乗り切り緊急支援事業」と同様にお客様自身によるお手続きや当社へのご連絡の必要はございません。

(1) 対象期間・値引き単価

- ・2025年2月検針分(1月検針日の翌日から2月検針日まで) ~
2025年3月検針分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)
1m³あたり10.0円(税込)
- ・2025年4月検針分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)
1m³あたり5.0円(税込)

(2) 算定方法

対象期間におけるガス料金の算定方法は、以下のとおりです。

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金}$$

(基準単位料金 ± 原料費調整額 - 値引き単価) × ご使用量

※ 値引きを踏まえた毎月の従量料金単価については、当社ホームページ及び検針時に配布する検針票「ガスご使用量のお知らせ」でもお知らせします。

※ 単位:円(税込)

(3) 標準的なご家庭における値引き額

当社における標準的なご家庭のご使用量45m³で計算した値引き額<参考額>

2025年2月検針分~2025年3月検針分	1月当たり450円(税込)【45m ³ ×10.0円】
2025年4月検針分	1月当たり225円(税込)【45m ³ ×5.0円】

(4) 「電気・ガス料金負担軽減支援事業」について

本事業の概要は、以下の経済産業省 資源エネルギー庁のHPにてご確認ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

以上

<お問い合わせ先>

白根ガス株式会社 営業部

TEL:0256-61-7511

